会員コード	
新 規 ・ 変 更	

上越商工会議所会費 預金口座振替依頼書

申込日　　年　　月　　日

上越商工会議所 御中

事業所名	
代表者名	印
所 在 地	
電話番号	(　　)　　－

私(当社)が、上越商工会議所へ支払うべき商工会議所会費を、私(当社)名義の預金から、次のとおり口座振替により支払うことに致しますので、裏面の規定を確約の上、依頼します。

取扱 金融機関 (※)	銀行 信用金庫 信用組合			本店 支店
指定 預金口座	預金種目	1. 普通　2. 当座	口座番号 (右詰め)	
フリガナ				届出印
口座名義 (事業所名・代表者役職・代表者名)				印

※)裏面の取扱可能金融機関をご参照ください。

[商工会議所記入欄]

受付日	令和　　年　　月　　日
納入回数	分割(上期・下期)　／　全期一括
初回振替日	5月15日 ・ 10月15日 (土日祝日の場合は翌営業日)

会議所検印

(以下金融機関記入欄)

【不備返却事由】 1. 預金取引なし 2. 記載事項等相違 (店名・預金種目・口座番号・口座名義) 3. 印鑑相違 4. その他(　　)	備考	受付日	
		検印	係員

金融機関受付印

～ 預 金 口 座 振 替 規 定 ～

1. 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・同払戻請求書または小切手の振出しはしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却して構いません。
3. この契約を解約するときは、私から金融機関に書面により届け出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納団体から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出をしないかぎり、金融機関はこの契約が終了したものとして取り扱っても差し支えありません。
4. この預金口座振替について、かりに紛議が生じても、金融機関の責による場合を除き、金融機関には迷惑をかけません。

取扱可能金融機関
第四北越銀行
八十二銀行
大光銀行
富山第一銀行
上越信用金庫
新井信用金庫
新潟縣信用組合
糸魚川信用組合